

企業立地促進対策事業<エネルギー価格高騰対策>

Q & A

令和6年12月26日

- Q 1. この助成金の対象者は。..... 2
- Q 2. この助成金の対象事業は何ですか。..... 2
- Q 3. 創エネ関連設備（助成率 50%）とは何ですか。また創エネ関連設備に付随する設備（助成率 15%（中山間地域は 20%）とは何ですか。..... 2
- Q 4. 投資額の下限はありますか。..... 3
- Q 5. 複数事業者で共同申請する場合、助成限度額は増額されますか。..... 3
- Q 6. 助成金の対象とならないものはどのようなものですか。..... 3
- Q 7. 発電した電力を事業場の電力として使用（自家消費）しますが、余剰電力を売電したい場合、助成金の申請はできませんか。..... 3
- Q 8. 令和4年9月補正事業の企業立地促進対策事業<原油価格・物価高騰対策>助成金を活用した事業者が再度助成を受けることはできますか。..... 4
- Q 9. 助成金を受け取るまでの手続きの流れは。..... 4
- Q 10. 交付申請はいつ行う必要がありますか。..... 5
- Q 11. 事業着手とは何を指しますか。..... 5
- Q 12. 交付申請を行ってから交付決定までどのくらい時間がかかりますか。..... 5
- Q 13. 交付決定後に事業内容に変更があった場合は、手続が必要ですか。..... 5
- Q 14. 投資期間（事業期間）はいつからいつまでですか。..... 5
- Q 15. 実績報告はいつまでに行う必要がありますか。..... 5
- Q 16. 実績報告に添付する支払いを証する書類とは何を指しますか。..... 5
- Q 17. 助成金により購入した設備等を売却（または休廃止）することはできますか。..... 6
- Q 18. 他の助成制度と併用できますか。..... 6

Q 1. この助成金の対象者は。

A. 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する会社であり、地域未来投資促進法（平成 19 年法律第 40 号）第 2 条第 1 号から第 3 号に規定する中小企業者の要件を満たす事業者を指します。

したがって、個人や組合、大企業は対象外となります。ただし、みなし大企業は対象としています。

Q 2. この助成金の対象事業は何ですか。

A. 助成の対象となるのは、創エネのための関連設備への投資費用です。次の①～④の条件を満たす必要があります。

- ① 広島県内の事業場に関する設備投資であること。
- ② 次表に指定した業種や、地元市町が補助金を交付する事業に対して、県内で新しい事業場を設置する場合又は既存の事業場に、創エネ関連の設備（再生可能エネルギーを利用した発電設備や蓄電設備。売電目的のものは対象外）を導入すること。

分類番号	業 種 名
09	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業（たばこを除く。）
11	繊維工業
12	木材・木製品製造業
13	家具・装備品製造業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	印刷・同関連業
16	化学工業
17	石油製品・石炭製品製造業
18	プラスチック製品製造業
19	ゴム製品製造業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	窯業・土石製品製造業
22	鉄鋼業

分類番号	業 種 名
23	非鉄金属製造業
24	金属製品製造業
25	はん用機械器具製造業
26	生産用機械器具製造業
27	業務用機械器具製造業
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業
30	情報通信機械器具製造業
31	輸送用機械器具製造業
32	その他の製造業
39	情報サービス業
40	インターネット付随サービス業
41	映像・音声・文字情報制作業
44	道路貨物運送業

分類番号	業 種 名
45	水運業
47	倉庫業
48	運輸に附帯するサービス業
50	各種商品卸売業
51	繊維・衣服等卸売業
52	飲食料品卸売業
5311	木材・竹材卸売業
5411	農業用機械器具卸売業
5511	家具・建具卸売業
72	専門サービス業
73	広告業
74	技術サービス業
92	その他の事業サービス業

その他知事が特に認める業種

- ③ 国の設備投資に関する補助金を活用する設備投資でないこと。
- ④ 事業の譲渡又は会社分割等の事業の承継とみなされるものでないこと。

Q 3. 創エネ関連設備（助成率 50%）とは何ですか。

また創エネ関連設備に付随する設備（助成率 15%（中山間地域は 20%）とは何ですか。

A. 創エネ関連設備とは、太陽光、風力、小水力、バイオマス等の再生可能エネルギーを使用した発電設備^{*1}や、再生可能エネルギーを使用して発電した電気を蓄電する蓄電池のことを指し、これらの設備の設置にかかる費用も含まれます。ただし、売電目的の設備は対象外ですのでご注意ください。

また、創エネ関連設備に付随する設備とは、発電設備等を効果的に運用するための補助的な設備^{*2}を指し、これらの設備の設置に係る費用も含まれます。

対象設備について、不明な場合は県（県内投資促進課）にお問い合わせください。

- ※ 1 創エネ関連設備：太陽光パネル、風力タービン、水車、発電機、変換装置、制御装置、配電盤、配線・ケーブルなど
- ※ 2 創エネ関連設備の附属する設備：点検装置（はしご、昇降タラップ、ロープ等）、監視装置（電力計など）、マスターボックス、設置する建物の補強・改修費、遮熱工事費

Q 4. 投資額の下限はありますか。

A. 助成対象となる投資額が 1,000 万円（税抜）以上である必要があります。

Q 5. 複数事業者で共同申請する場合、助成限度額は増額されますか。

A. 親会社と子会社の関係にある事業者が共同して事業実施をする場合に限り、共同申請を認めています。共同申請の場合、一つの事業者と見なして助成対象者とするので、上限額は 2 億円となり、増額はされません。

Q 6. 助成金の対象とならないものはどのようなものですか。

A. 原則として、助成の対象は固定資産台帳に登録するものに限りです。

また、例えば次のようなものは助成対象となりません。

《助成対象外》

- ・ 交付決定前に事業着手したもの
- ・ 工期終了後に契約、発注したもの
- ・ 県外の事業所や工場等に設置した設備
- ・ 国の設備投資に関する補助金等を活用する設備
- ・ 令和 4 年度企業立地促進対策事業＜原油価格・物価高騰対策＞助成金を活用し、助成対象となった設備投資と同敷地内で行う設備投資
- ・ 土地・建物の取得・賃借に係る経費
- ・ 既存設備の解体、撤去費、移転・移設費
- ・ 発電した電力を他社に販売する設備
- ・ グループ会社から購入した設備のうち販売元の利益部分
（資本関係のあるグループ会社等から調達する設備は原価のみ助成対象とし、原価がわかる根拠資料（発注書、見積書等）を添付してください。）
- ・ 中古の設備・機器
- ・ リース設備
- ・ 保守サービス料
- ・ 地鎮祭費
- ・ 消耗品
- ・ 公的機関への各種申請費用、公租公課（消費税及び地方消費税）
- ・ 事業に直接必要のないもの（福利厚生用備品、美術品等）

Q 7. 発電した電力を事業場の電力として使用（自家消費）しますが、余剰電力を売電したい場合、助成金の申請はできませんか。

A. 発電した電気を他社に販売するための設備は助成対象外です。

ただし、設置する設備が売電目的ではない根拠があれば、発電量に対する自家消費量の割合に応じて助成対象とする場合もあります。

Q10. 交付申請はいつ行う必要がありますか。

A. 交付申請は県が設定する受付（公募）期間内に行ってください。

受付後、県が設置する審査会において審査・評価採点を行い、その結果を踏まえ、予算の範囲内で採択事業者を決定します。

また、事業着手までに交付決定の通知を受ける必要があります。事業着手後に交付申請を行っても、着手していた事業については、助成金の対象外となります。

Q11. 事業着手とは何を指しますか。

A. 助成対象となるものは、交付決定日以降に事業着手した設備です。事業着手の日の考え方は、当該設備に係る契約・発注の日とします。

Q12. 交付申請を行ってから交付決定までどのくらい時間がかかりますか。

A. 原則として交付申請の受付から10開庁日以内に審査を、審査日から7開庁日以内に交付決定を行います。ただし、書類の不備があった場合、審査等に時間を要する可能性もあるため交付申請から1か月前後かかる場合があります。事業着手まで余裕をもって交付申請を行っていただきますようお願いいたします。

Q13. 交付決定後に事業内容に変更があった場合は、手続が必要ですか。

A. 交付決定後、次に該当する場合は、事業計画の変更承認申請が必要です。

- ・投資期間及び業務開始予定日が遅れる場合
 - ・交付申請時に導入予定であった設備と全く異なる設備を導入する場合
(数量の変更、設備等能力の大小など軽微な変更は除きます。)
 - ・交付申請時の投資予定額から20%以上の減少が見込まれる場合
- なお、交付決定額の増額は認められませんのでご注意ください。

Q14. 投資期間（事業期間）はいつからいつまでですか。

A. 投資期間（事業期間）とは、事業着手から事業完了までを意味し、事業着手とはQ9のとおりです。

また、事業完了とは、対象設備投資に係る支払完了までを指します。

Q15. 実績報告はいつまでに行う必要がありますか。

A. 事業完了後、速やかに（15日以内程度）実績報告を行ってください。

Q16. 実績報告に添付する支払いを証する書類とは何を指しますか。

A. 原則として、請求書及び支払い完了を証明する書類（振込明細書・領収書の写し等）を添付してください。

Q17. 助成金により購入した設備等を売却（または休廃止）することはできますか。

A. 助成金の額の確定をしてから3年が経過するまでの間に、助成対象となった財産（取得価格や効用の増加額が単価50万円以上のもの）を処分*する場合は、事前に知事の承認を受けてください。

この場合、償却期間が満了していない財産については、残存簿価（圧縮記帳している場合には、圧縮記帳前の価額を元に償却した簿価）に助成率を乗じた額の返還を求めることがあります。

また、助成金の額の確定をしてから3年が経過するまでの間に、事業を休止・廃止する場合にも、事前に知事の承認を受ける必要があります。

※処分：目的外使用、譲渡、交換、貸付け、廃止又は担保権等の設定

Q18. 他の助成制度と併用できますか。

A. 国の設備投資に関する補助金を活用する設備等は対象外としています。

その他自治体の補助制度と重複する場合、この助成金については、補助金額の合計額が投資額を下回る限りは減額を行わず、協調的に助成しています。ただし、補助事業によっては、他の助成制度との併用を認めないものもありますので、個別に当該自治体の担当部署に確認してください。